

企業年金連合会常勤理事候補者の公募について

企業年金連合会では、常勤理事候補者を公募しますので、お知らせします。
詳しくは下記を御覧ください。

1 公募を実施する法人

企業年金連合会

2 公募する役員候補者の役職

常勤理事 1 名

3 任期

令和 7 年 4 月上旬の企業年金連合会改選評議員会・理事会において
選任された日から 2 年

4 職務内容等

職務内容、待遇その他詳細については職務内容書をご覧ください。

5 応募期限

令和 7 年 2 月 7 日（金）必着

6 応募に関する問い合わせ先

企業年金連合会 総務部 総務課

〒105-0011

東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号芝パークビル B 館 10 階

電話. 03-6627-9511 FAX. 03-5401-8725

E-mail : somukakari@pfa.or.jp

職務内容書

企業年金連合会 常勤理事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

企業年金連合会は、厚生労働大臣の認可により設立された特別民間法人で、確定給付企業年金・確定拠出年金・厚生年金基金を会員として、運営されています。公的年金の上乗せ給付を行う企業年金制度の発展はまさに時代のニーズであり、企業年金連合会はその牽引役として制度改善、税制改正及び規制緩和等のための各種政策提言などを積極的に行っていく大きな役割を担っています。

公募にあたっては、連合会業務への強い意欲を持っているとともに、的確に遂行できる識見、経験、企画力、先見性、実行力、責任感を有した人材を求めています。

1 機関名：企業年金連合会

(法人の業務概要)

企業年金連合会は、昭和42年2月に厚生年金保険法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、法律改正により平成17年10月に企業年金連合会に改組した。確定給付企業年金・確定拠出年金・厚生年金基金を退職等により脱退した者（中途脱退者等）の年金資産を引き受け、将来的な年金給付を一元的に行う年金通算事業を実施するとともに、中途脱退者等の年金資産を転職先の企業年金制度や個人型DC（iDeCo）に移換するポータビリティ機能の役割を果たしている。また、年金給付を行うための原資となる保有資産の安全かつ効率的な運用を行っている。その他、企業年金の発展のため、内外の企業年金に関係する事項についての調査研究を行い、関係各方面に提言、要望を行うほか、会員に対する各種情報の提供、相談、助言及び役職員の研修など企業年金の健全な発展を図るために必要な支援事業を行っている。

2 公募する役員候補者の役職

常勤理事1名

3 任期

令和7年4月上旬の企業年金連合会改選評議員会・理事会において選任された日から2年

4 職務内容

常勤理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、職務分掌

に従い連合会の業務を円滑に執行します。募集対象者の主な職務は以下のとおり。

- (1) 連合会年金サービスセンターに関する事務を統括すること
- (2) 連合会数理部に関する事務を統括すること
- (3) 連合会コンプライアンス・業務監査室に関する事務を統括すること
- (4) 連合会事業運営にかかる重要事項に関すること
- (5) その他、連合会事業運営に関し、理事長から命を受けて行うこと

5 必要な資格・経験

- ・ 連合会の業務を行うにあたっての強い意欲を持っているとともに、的確に遂行できる識見、経験、企画力、先見性、実行力、責任感を有していること。
- ・ 企業年金に限らず、年金に関する幅広い学識経験を有していること。
- ・ 過去に管理者として業務改善や効率化等に取り組んだ経験を有していること。
- ・ 中立性、公平性を確保し、しっかりとした倫理観を有していること。
- ・ 原則として、任期終了時に満65歳を超えないこと。

6 勤務条件

勤務形態 常勤

勤務地 企業年金連合会

(東京都港区芝公園2丁目4番1号芝パークビルB館10階)

勤務時間等 勤務時間、休暇の定めなし

(職員の就業時間は9時～17時45分、土曜・日曜・祝日は休み)

給与 理事 年収1,400万円程度(役員給与規程に基づき支給)

福利厚生 健康保険、厚生年金保険、健康診断、職員共済制度

7 選考方法

公募により以下のとおり選考します。

第一次選考

「履歴書」及び「自己アピール書」により書類選考します。

最終選考

外部有識者からなる選考委員会により面接審査します(令和7年3月上旬実施予定)。

その他

審査の過程、選考理由に関するご照会は、一切お答えできません。

8 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により、当連合会総務部総務課あて郵送又は直接持参してください。なお、提出された書類に不備がある場合は選考対象とはいたしません。

- ① 履歴書（J I S規格履歴書に写真を添付のうえ、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）
- ② 自己アピール文書

【作成要領】

- ・2000字以内、A4版、横書きにより、自筆又はパソコンのいずれかで作成すること。
- ・ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した動機、理由を記載すること。
- ・応募した職務に関連した提言、抱負等を記載すること。
- ・応募した職務に自らが適任であり、優れていると考えられる点を中心に簡潔に作成すること。

(2) 送付先

〒105-0011

東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会 総務部 総務課

(3) 応募期限

令和7年2月7日（金）必着

9 その他

- ・提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用しません。
なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ・最終合格者には、健康診断書（過去6ヵ月以内に受診した健康診断結果の写し）を提出していただきます。
- ・応募に係る費用については、全て応募者の負担となりますので、ご了承ください。
- ・面接については状況に応じてWebによる実施の可能性があります。

10 問い合わせ先

企業年金連合会 総務部 総務課
TEL. 03-6627-9511 FAX. 03-5401-8725
E-mail: somukakari@pfa.or.jp

【企業年金連合会規約（抜粋）】

（役 員）

- 第16条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 連合会の理事の定数は、20人以内とし、監事の定数は2人以内とする。
- 3 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。
- 4 理事長は、理事において互選する。
- 5 専務理事、常務理事を置くことができるものとし、理事のうちから理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 6 年金給付等積立金及び積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）は、理事会の同意を得て理事長が指名する。

（役員任期）

- 第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の任期は、互選又は選任の日から起算する。ただし、互選又は選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了日の翌日から起算する。
- 3 役員は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

（理事会の議決事項）

- 第25条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。
- (1) 評議員会の招集及び評議員会に提出する議案
 - (2) 専務理事、常務理事及び運用執行理事の選任及び解任の同意
 - (3) 事業運営の具体的方針
 - (4) 短期借入金の借入
 - (5) 平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第156条第2項の規定による理事長の専決処分
 - (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

以上